



広島県報

号 外
第 19 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

監査委員公表
毒物・劇物の管理に係る監査の結果報告書……………

監査委員公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定により、毒物・劇物の管理に係る監査を実施したので、同条第九項の規定により、別冊のとおり公表する。
平成十九年二月二十日

広島県監査委員
坪 川 直 史
田 辺 直 史
高 橋 義 章
同 同 同
近 光 章

毒物・劇物の管理に係る監査の結果報告書

平成 19 年 2 月

広島県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の趣旨	1
3 監査の対象機関	1
4 監査の実施方法	1
(1) 書面監査	1
(2) 実地監査	1
(3) 監査委員監査	2
5 監査の実施時期	2
第2 「毒物・劇物の管理」に係る制度等	2
1 「毒物及び劇物取締法」について	2
(1) 対象物質	2
(2) 対象者等	3
2 「毒物・劇物の管理」に伴う県の事務	3
(1) 「毒物及び劇物取締法」に基づく指導監督業務等	4
(2) 「業務上取扱者」である県の機関の事務	5
3 産業廃棄物の処理等に係る委託契約について	7
第3 監査の結果	8
1 県全体の状況	8
(1) 毒物・劇物の取扱い機関等の状況	8
(2) 各部における地方機関の指導状況	9
(3) 管理部署ごとの保管物質の状況	9
ア 保管物質の状況	10
イ 不用品の状況	11
(4) 毒物・劇物の管理体制等	11
ア 「毒物劇物危害防止規定」の制定	11
イ 管理方法等	12
ウ 職員研修の実施	12
エ 事故の際の措置	13
オ 保管場所及び専用保管庫等の状況	13
カ 転倒防止の措置	14
キ 毒物・劇物の運搬の該当部署	15
ク 使用後の廃棄方法の状況	15
(5) その他	15
ア 毒物又は劇物の購入状況	16
イ 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給状況	16
ウ 保健所の立入検査状況	16
エ 学校薬剤師の関与の状況	17

2 実地監査の監査結果	17
(1) 監査対象機関	17
(2) 監査方法	17
(3) 実地監査の監査項目	17
(4) 実地監査の結果	18
ア 保管場所及び専用保管庫等の状況	18
イ 管理体制等	19
ウ 毒物及び劇物の取扱い等	22
エ 使用後の廃棄方法の状況	26
オ その他	28

第4 指摘事項

1 毒物及び劇物の管理について	29
2 産業廃棄物の処分等に係る委託契約について	29

第5 監査委員意見

1 毒物及び劇物の管理に係る指導監督体制について	30
2 適切な「毒物劇物危害防止規定」の制定について	30
3 不用な毒物及び劇物等の廃棄について	30
4 毒物及び劇物の専用保管庫等の転倒防止措置について	30
5 県立学校における学校薬剤師の活用について	31

(付記)

1 「農薬危害防止講習会」への参加について	31
2 毒物及び劇物使用後の廃液等に係る施設外への運搬及び廃液等の処分について	31
3 県の全ての機関における「毒物・劇物の管理」の徹底について	31

毒物・劇物の管理に係る監査の結果

平成19年2月20日

広島県監査委員	坪川	禮巳
同	田辺	直史
同	高橋	義則
同	近光	章

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

毒物・劇物の管理について

2 監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）199条の規定に基づき、毒物・劇物の管理について、「毒物及び劇物取締法」に基づき適正に行われているか監査を実施し、今後の適正な管理に資することを目的とする。

3 監査の対象機関

全ての機関（知事部局、公営企業部、教育委員会事務局及び警察本部の本庁並びに地方機関、出納長室、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局）

4 監査の実施方法

監査は、次により実施した。

(1) 書面監査

書面監査は、全対象機関から毒物・劇物の管理について、監査調書等の提出を求めて行った。

監査調書の内容は、次のとおりである。

- ① 毒物・劇物の取扱いの有無
- ② 毒物・劇物の管理に関する管理体制
- ③ 毒物・劇物に係る事故の際の措置
- ④ 毒物・劇物の保管場所別の専用保管庫及び保管容器の状況
- ⑤ 毒物・劇物の用途
- ⑥ 毒物・劇物の購入状況
- ⑦ 毒物・劇物の運搬方法
- ⑧ 毒物・劇物使用後の廃棄方法

また、毒物・劇物を取り扱う地方機関を所管する部局に対し、毒物・劇物の管理に関する各部局における地方機関の指導状況について、監査調書の提出を求めた。

(2) 実地監査

実地監査は、本庁1部及び地方機関9機関について行った。

ア 選定方法

部局別バランスを考慮して監査調書の内容等を基に、対象機関を選定した。

イ 実地監査の監査項目

実地監査においては、

- ・ 毒物・劇物の取扱いに係る管理体制は、適正か。
 - ・ 毒物・劇物の保管場所、専用保管庫等に係る取扱いは、適正に行われているか。
 - ・ 毒物・劇物の使用後の廃棄処理は、適正に行われているか。
- などについて、監査を行った。

ウ 実地監査の方法

実地監査は、監査対象機関に赴き、監査項目に従って、毒物・劇物の管理状況及び取扱状況等の確認を行うとともに、提出された監査調書を基に、関係書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

(3) 監査委員監査

実地監査の結果を基に、毒物・劇物の管理等について、福祉保健部を対象として、監査を行った。

5 監査の実施時期

平成18年6月から平成19年2月

第2 「毒物・劇物の管理」に係る制度等

1 「毒物及び劇物取締法」について

「毒物及び劇物取締法」は、化学物質のうち、毒性等(注1)に基づいて、保健衛生上の危害の防止が必要なものについて、毒物及び劇物に指定し、それらの取締を行うことを目的として定められている。「毒物及び劇物取締法」の規定に基づき、規制を受ける主な対象物質及び対象者等は、次のとおりである。

(1) 対象物質

対象物質は、毒性等に基づいて、毒性の強いものを毒物に、これに準じて規制する必要がある物を劇物に、毒物のうち特に著しい毒性を有するものを特定毒物に指定している。平成18年4月現在の毒物及び劇物等の対象数は、次のとおりである。

種類	項目数	物質名等
毒物	100	黄 ^{おろし} 燐、シアン化水素、水銀、セレン、砒素等
劇物	357	アンモニア、塩化水素、過酸化水素、カリウム、クレゾール、硝酸、水酸化ナトリウム、沃土、硫酸等
特定毒物	19	毒物の中で、特に毒性が強く指定されたもの

(注) 項目数の中には、無機亜鉛塩類や有機シアン化合物というように塩類や化合物で指定している項目もあり、実際の物質は数万種類に及ぶ。

(注1) 「毒性等」

毒性とは、化学物質等が生物体内に摂取された場合にその機能に悪影響を与える性質のことであるが、毒物及び劇物の判定は、動物における知見、ヒトにおける知見、又はその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行うものとされている。

動物における知見は、動物における急性毒性、皮膚に対する腐食性及び眼等の粘膜に対する重篤な損傷などを参考にし、また、ヒトにおける知見は、ヒトの事故例等を基礎として毒性の検討を行い判定するとされている。

例外的に、これらの毒性等の基準によらず、事件等により社会的影響が大きいものとして毒物及び劇物等に指定される物質もある。

(2) 対象者等

毒物又は劇物の販売、製造及び輸入を行う場合や毒物又は劇物を業務上取り扱う場合においては、都道府県知事等への登録や届出が必要である。また、業種によっては、保健衛生上の危害の防止に当たらせるよう「毒物劇物取扱責任者」（注2）を設置することなど遵守すべき事項があるが、業種別のこれらの状況は、次のとおりである。

対象者	業 種 等	登録権限者 又は届出先等	有効 期間	毒物劇物 取扱責任者	関係条文	
毒物劇物 営業者 (注3)	製造業、輸入業	地方厚生局長 (一部は都道府 県知事)	5年	要設置	法第3条、 4条	
	販 売 業	一般販売業	都道府県知事 (保健所を設置 する市は市長)			6年
		農業用品目販売業 特定品目販売業				
業務上取 扱者	電気メッキ業	都道府県知事	永久	要設置	法第22条 第1項～ 第3項	
	金属熱処理業					
	運送業					
	しろあり防除業					
	その他の業種	届出不要	—	—	法第22条 第5項	
特定毒物 研究者	学術研究のため特定毒物の 製造、輸入、販売、使用等 を特に必要とする者	都道府県知事の 許可	—	—	法第3条の 2、法第6条 の2	

(注2)「毒物劇物取扱責任者」（「毒物及び劇物取締法」第7条 抜粋）

第7条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物及び劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

(注3)「毒物劇物営業者」（「毒物及び劇物取締法」第3条 抜粋）

「毒物劇物営業者」とは、毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者をいう。

毒物又は劇物を業務上取り扱う者のうち、毒物又は劇物の製造業者、販売業者などの毒物劇物営業者又は特定毒物を扱う特定毒物研究者（以下「毒物劇物営業者等」という。）以外の者は、「業務上取扱者」として扱われる。

「業務上取扱者」は、毒物又は劇物を原材料として使用したり、運送などをする電気メッキ業、金属処理業、運送業及びしろあり防除業のように都道府県知事に届出の必要な業種と、これ以外の者であって、毒物又は劇物を業務上扱うが、都道府県知事に届出を必要としない業種の2種類がある。

届出を必要としない業種には、化学工場で毒物又は劇物である原材料を使用して製品を造る事業者等、試薬などを使用する教師及び農薬などを利用し病虫害の駆除にあたる者などが該当し、県の機関は、「業務上取扱者」のうちの届出を必要としない業種に該当する。

2 「毒物・劇物の管理」に伴う県の事務

「毒物・劇物の管理」に伴う県の事務としては、①「毒物及び劇物取締法」に基づく指導監督業務としての事務、②「業務上取扱者」である県の機関の事務の2つの事務がある。

①については、福祉保健部保健医療局薬務室（以下、「薬務室」という。）が行っており、②については、毒物・劇物を取り扱う各機関において、行われている。

なお、保健所設置市（広島市、福山市及び呉市）における「毒物劇物営業者」のうち「販売業」に係る指導監督業務は、それぞれの市において、行っている。

(1) 「毒物及び劇物取締法」に基づく指導監督業務等

薬務室が行う「毒物及び劇物取締法」に基づく指導監督業務の具体的な内容は、次のとおりとなっている。

ア 毒物劇物営業者の登録及び更新事務

毒物又は劇物の製造業、販売業者などの毒物劇物営業者等の営業申請に伴い、当該店舗に立入調査し、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録要件の遵守を確認し、登録事務を行う。平成17年度の業種別の申請処理件数は、次のとおりである。

区 分	登 録	更 新	計
毒物劇物製造業、輸入業	5	7	12
毒物劇物販売業	56	153	209
計	61	160	221

(注) 保健所設置市分（広島市、福山市、呉市）の状況は、含まない。

イ 毒物劇物取締指導

毒物劇物監視員（注4）が、各保健所管内の「毒物劇物営業者等」及び「業務上取扱者」を立入検査し、「毒物及び劇物取締法」の遵守事項等を監視指導するとともに、廃水検査等を実施し、毒物及び劇物による危害の防止を図っている。

（注4）「毒物劇物監視員」

薬事監視員のうちから、都道府県知事により指定された者で、薬務室及び各保健所の職員が指定されており、平成18年4月1日現在、48名となっている。

立入検査は、各業種ごとに、「毒物及び劇物取締法」の遵守事項、毒物劇物の適切な管理に必要な事項及び事故発生時又は違反発見時の措置方法等について、平成11年8月27日付け厚生省薬務局安全課長及び同局監視指導課長通知に基づき、薬務室が定めた「毒物劇物監視指導要領」により、統一的な運営とその効率的な実施を図っている。

立入検査の平成17年度の状況は、次のとおりである。

「業務上取扱者」の届出不要業者については、危害の起こるリスクの程度に応じ、年度ごとに業種を定めて重点的に一斉監視指導を行っており、平成17年度の対象業種は、バッテリー取扱者としていた。平成17年度の立入検査数のうち、「業務上取扱者（届出不要業者）」に係る立入検査数は、290施設となっているが、バッテリー取扱者以外で監視指導を行った「業務上取扱者（届出不要業者）」のうち、県の機関は県立病院などであった。

また、違反発見件数195件の主な違反の内容は、毒物・劇物の管理に当たり、毒物・劇物とその他のものを混在して保管していたり、盗難・紛失を防止するための措置がとられていないなどの取扱いに関するものや、毒物・劇物の保管場所に「医薬用外」、「毒物」及び「劇物」の表示、また、毒物・劇物の容器や被包の表示がされていないなどの表示に関するもの等である。

区 分	施設数	立入検査数	違反発見施設数	違反発見件数 (単位:件)						
				合計	許可	表示	譲渡等	貯蔵陳列	取扱い	その他
製造・輸入業	51	27	5	8	0	1	1	3	1	2
販売業	812	631	137	171	1	20	93	32	15	10
業務上取扱者 (届出業者)	53	14	2	2		0			2	0
業務上取扱者 (届出不要業者)	—	290	117	195		83			101	11
特定毒物研究者	69	7	0	0	0	0	0	0	0	0
計	985	969	261	376	1	104	94	35	119	23

(注) 保健所設置市分(広島市、福山市、呉市)の状況は、含まない。

(注) 違反発見件数は違反内容が複数の場合があるため、違反発見施設数とは合致しない。

ウ 農薬危害防止対策

農薬の使用者等に対し正しい知識の普及啓発を行うため、国の通知に基づき、「広島県農薬危害防止運動実施要綱」を定め、各関係機関と連携し「広島県農薬危害防止運動」を実施している。また、農薬の使用量が多くなる時期である6月1日から6月30日までを農薬危害防止月間とし、農林水産部農水産振興局技術振興室と連携して「毒物及び劇物取締法」及び「農薬取締法」等の規制を受ける農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農薬の販売者、使用者及び農産物の消費者等に対し、農薬の性質、作用、適正な使用及び保管管理の方法等を周知徹底し、農薬による危害を防止することを目的として「農薬危害防止講習会」を開催している。

(2) 「業務上取扱者」である県の機関の事務

ア 県の機関の遵守規定について

「毒物及び劇物取締法」において、毒物劇物営業者等は、毒物又は劇物の取扱いや保管等に当たり「毒物及び劇物取締法」の規定に基づき様々な規制を受けるが、「業務上取扱者」も毒物劇物営業者等に適用される規制を準用するとされている。毒物又は劇物の「業務上取扱者」である県の機関において、準用される「毒物及び劇物取締法」の規定及び同法施行令の内容は次のとおりである。

項目	内容	関係条文
取扱い	1 盗難、紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 [昭和52年3月薬務局通知] (1) 毒物・劇物を貯蔵、陳列等する場合は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物・劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。 (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。	法第11条第1項
	2 施設外に飛散し・漏れ・流れ出・しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第2項
	3 施設外において運搬する場合、飛散し・漏れ・流れ出又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第3項